

令和7年度 宅地分譲のご案内

R 7. 4. 1 北海道住宅供給公社

令和7年度の宅地分譲(一般宅地)につきましては、下記により実施いたします。

申込資格

- ① 自ら住宅を建築するために宅地を必要とする方。(みどり野)
自ら住宅を建築するためなどに宅地を必要とする方。(旭岡)
- ② 譲渡代金を確実に支払うことのできる方。
- ③ 日本国籍のある方。(外国人の場合は、永住許可を受けている方、平成3年法律第71号による特別永住者の方。)
- ④ 宅地の所有権移転後、5年以内に住宅を建築し自ら居住できる方。(みどり野)
- ⑤ 暴力団員、暴力団(平成3年法律第77号「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定)又は、その関係者もしくは関係事業者に該当しないこと。

留意事項

※先着順随時受付期間中は、建築条件付宅地・マンション用宅地としての申込みの相談に応じますのでお問合せ下さい。
※土地譲渡代金の支払時期・金額は、契約締結時に50万円/区画(1回目)、引渡時に残額(2回目)です。
※公租公課費につきましては、課税名義の如何に関わらず1月を起算月として、引渡し翌月より負担頂きます。
※買戻特約期間を引渡の日から5年間といたします。(買戻特約登記はしていません)
※公社は重要事項説明を要さない団体となりますので、土地売買にあたり重要事項説明書の発行はしていません。
※所有権移転登記の際の登録免許税をご負担頂きます。

1. 《南幌ニュータウンみどり野》

■「南幌ニュータウンみどり野」募集概要

- 募集区画数/228区画(令和7(2025)年度)
- 区画毎の受付となります。(先着順随時受付)
- 受付期間/令和7(2025)年4月1日より令和8(2026)年3月31日まで先着順随時受付
- 受付場所(時間)/北海道住宅供給公社(平日午前9時～午後5時)
南幌町まちづくり課(平日午前9時～午後5時)
- 契約日/別途ご連絡いたします。(1ヶ月以内の契約を原則とします。50万円/区画(1回目)が必要です。)
- 宅地の引渡日/申込日より4ヶ月以内の引渡を原則とします。

※複数区画購入割引制度対象団地、子育て支援及び高齢者支援制度対象団地、地元割引制度対象団地
※南幌町子育て世代住宅建築助成事業タイアップキャンペーン

■団地全体概要

- 開発総面積/約229.5ha ●計画人口/約12,200人 ●計画戸数/約3,600戸

■分譲宅地概要

- 所在地/空知郡南幌町西町6丁目159番598他 ●交通/中央バス「消防署前」停、徒歩8分他、札幌ターミナルへ約42分(高速経由)他 ●用途地域/第1種低層住居専用地域
- 建ぺい率40%、容積率60%
- 地目/宅地 ●販売区画数/228区画 ●区画面積/145.79m²(2区画)～731.03m²(1区画)
- 分譲価格/2,318,000円(3区画)～9,649,000円(1区画)
- 最多分譲価格帯/400万円台(120区画) ●道路/幅員8m～12m、アスファルト舗装
- 施設・設備/[電気]北海道電力 [ガス]北海道ガス(プロパンガス集中供給方式)、[水道]長幌上水道企業団 [排水]町公共下水道(分流式)
- 売主/北海道住宅供給公社 ●広告表示の有効期限/令和8(2026)年3月末日

2. 《函館市旭岡》

■「函館市旭岡」募集概要

- 募集区画数/3区画(令和7(2025)年度)
- 区画毎の受付となります。
- 受付期間/令和7(2025)年4月1日より令和8(2026)年3月31日まで先着順随時受付
- 受付場所(時間)/一般財団法人 函館市住宅都市施設公社(平日午前9時～午後5時)
北海道住宅供給公社(平日午前9時～午後5時)
- 契約日/別途ご連絡いたします。(1ヶ月以内の契約を原則とします。50万円/区画(1回目)が必要です。)
- 宅地の引渡日/申込日より4ヶ月以内の引渡を原則とします。

※地元割引制度対象団地

■団地全体概要

- 開発総面積/約109ha ●計画人口/約10,000人 ●計画戸数/約2,600戸

■分譲宅地概要

- 所在地/函館市西旭岡町3丁目37-6他 ●交通/函館バス「児童公園前」停、下車徒歩2分他
- 用途地域/第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域
- 建ぺい率・容積率/50%・100%(第1種低層住居専用)、60%・200%(第1種中高層住居専用)
- 地目/宅地 ●販売区画数/3区画 ●区画面積/247.50m²(1区画)～655.67m²(1区画)
- 分譲価格/2,054,000円(1区画)～3,934,000円(1区画)
- 最多分譲価格帯/200万円台(2区画) ●道路/幅員6m～20m、アスファルト舗装
- 施設・設備/[電気]北海道電力 [ガス]㈱エネオス北海道(プロパン基地からの集中方式により供給)、[上下水道]函館市上下水道(下水道は分流式)
- 売主/北海道住宅供給公社 ●広告表示の有効期限/令和8(2026)年3月末日

「南幌ニュータウンみどり野」優遇制度

《南幌町子育て世代住宅建築助成事業 タイアップキャンペーン》

南幌町の子育て世代住宅建築助成事業の要件を満たす助成対象予定世帯が、南幌町を経由し公社の宅地分譲申込を行った場合、公社も子育て若年世帯を応援します。

(宅地価格の50%相当額を減額、他の割引制度との併用不可)

※南幌町子育て世代住宅建築助成事業の内容と助成申請につきましては、直接、南幌町まちづくり課(011-398-7021)までお問い合わせ下さい。

《子育て支援及び高齢者支援制度》

対象者 公社から宅地を購入する方で土地譲渡契約締結日に18歳未満の子どもを持つ世帯の者(妊娠中で、出産後に対象者となる場合を含む。)又は65歳以上の高齢者が入居する世帯であること。(購入する土地に建築する住宅に土地譲渡契約締結時に65歳以上の高齢者が同居する場合も含む)土地譲渡契約締結の日から1年以内に購入する宅地に住宅を建築することが条件となります。土地譲渡契約の締結時まで所定の申告書の提出が必要です。(住民票等の添付が必要。)

対象件数 令和7年度は5件以内

分譲価格 減額は、宅地募集価格の30%相当額とし、募集価格の70%相当額(千円未満の端数切捨て)

《地元割引制度》

対象者 南幌町に係わりのある下記のいずれかの条件を満たす世帯の者が公社から宅地を購入し住宅を建築すること。

- ① 南幌町に居住している者の居る世帯の者
- ② 南幌町に居住したことのある者の居る世帯の者
- ③ 南幌町を勤務地とする者の居る世帯の者

土地譲渡契約締結の日から1年以内に購入する宅地に住宅を建築することが条件となります。(隣地を追加購入し、一体利用する場合を除く。)

所定の申告書(住民票等諸証明書類を添付)の提出が必要です。

対象件数 令和7年度は5件以内

分譲価格 減額は、宅地募集価格の30%相当額とし、募集価格の70%相当額(千円未満の端数切捨て)

《複数区画割引制度》

複数区画を購入する場合は、土地譲渡価格の割引を行います。

- ① 2区画購入の場合 募集価格の合計額の10%割引
- ② 3区画以上購入の場合 募集価格の合計額の20%割引

(土地譲渡価格は募集価格の合計額に①の場合90%、②の場合80%の率を乗じた結果を千円未満の端数切捨てした価格。)

※子育て及び高齢者支援と地元割引制度はいずれかの適用とし、複数区画購入割引を満たす場合は複数区画購入割引との減額の合計率とします。

(南幌町の住宅建築助成事業を利用し南幌町を経由した申込の場合は対象外となります。)

「函館市旭岡」優遇制度

《地元割引制度》

対象者 申込時に、本人もしくは3親等以内の親族が函館市に居住していること。

分譲価格 函館市(西旭岡町を除く)に居住している方の減額は宅地募集価格の20%相当額とし、募集価格の80%相当額(千円未満の端数切捨て)
函館市西旭岡町に居住している方の減額は宅地募集価格の30%相当額とし、募集価格の70%相当額(千円未満の端数切捨て)